

請求書等の押印省略について

各事業者の皆さまへ

令和4年4月
雨竜町総務課

雨竜町では、押印等の見直しの取組みとして、事業者等の方から提出いただく請求書等について押印を省略できることとし、下記のとおり提出いただくことを可能としましたので、お知らせします。

記

1 押印省略の基準

令和4年度以降発注分の請求書は、請求業務責任者及び担当者の所属・氏名、連絡先電話番号を記載した場合に限り、押印を省略とすることができます。

ただし、令和4年4月1日以降に発行する請求書であっても、令和3年度の発注分に係る請求書は、押印を省略することができません。

2 請求書の提出方法

押印省略とする場合は、郵送による提出のほか、編集が困難なデータ形式(例:PDF形式等)としたうえ、担当課が指定する電子メールアドレスへの送信をもって提出することを可能とします。